

## 政治倫理審査会（第2回）議事概要

**1 日時** 令和元年5月20日（月） 午後3時～4時

**2 場所** 葛城市役所 新庄庁舎 203会議室

### **3 出席者**

（1）委員（敬称略）

下村 英明（会長）、駒井 和雄（副会長）、川崎 祥記、堀川 雅由  
田中 千恵子、吉川 信也

（2）事務局

吉川 正人（企画部長）、板橋 行則（人事課長）、山岡 邦啓（人事課長補佐）

### **4 案件**

（1）調査請求書の審査

◎今回の審査会については委員全員の3分の2以上が出席されているので審査会が成立することを報告し、また出席者全員一致で公開となった。

◎本日の資料の一部について、傍聴者に関覧してもらうということについて委員全員の了解を得た。

◎これまでの経過報告について、次の内容で事務局より説明した。

【平成30年10月5日】

第1回政治倫理審査会の審査結果により、次の内容について会長名で市議会議長に文書で依頼した。

- ・西井議員のどの行為が葛城市政治倫理条例第2条第2項第何号に違反している疑いであるのか示してほしいこと。[確認依頼1]
- ・加守区会議録等及び会議録音声データが資料として提出されているが、調査項目に対応する形で要点を整理してほしいこと。[確認依頼2]
- ・西井議員から確認した経緯等の意見とはどのような内容であったのか、また調査請求を行うに至った経緯詳細について説明してほしいこと。[確認依頼3]

【平成31年2月22日】

市議会議長から会長に対し、上記確認依頼に対し次のとおり回答があった。

- ・確認依頼1に関し、西井議員が平成19年から平成26年まで加守地域保全向上委員会の代表を務めていたことが葛城市政治倫理条例第2条第2項第5号に違反している疑いがあるという内容を調査してほしいこと。
- ・加守地域保全向上委員会の補助金執行状況については、問題提起をされた方や関係者と数回にわたって話し合いをした結果、これらの疑義については加守地区の問題であるため、地区の中で協議してもらうことになったこと。
- ・以上により、確認依頼2及び3については回答を差し控えること。

【平成31年3月12日】

市議会議長からの回答を受け、会長、副会長に報告した結果、西井議員から文書にて弁明書をいただいではどうかという意見となり、各委員にその意向を報告した結果、全員の

賛同があったので、文書にて弁明書を依頼した。

【平成31年3月22日】

西井議員より弁明書の提出があった。

◎平成31年2月22日付けの回答書において、西井議員が平成19年から平成26年まで加守地域保全向上委員会の代表を務めていたことが葛城市政治倫理条例第2条第2項第5号に違反している疑いがあるという内容を調査してほしいと審査依頼を受けたことについて会長から委員への意見聴取があった。

このことに対し、第1回の審査会において加守地域保全向上委員会の補助金執行状況についての審査は本審査会の審査の範疇を超えているのではないかとの意見があったこと、また当問題については加守地区の問題として協議されるとあるので、回答にあった審査対象案件以外のことを審査する必要はないのではないかとの意見があった。

その意見について、特に反対意見がなかったため、平成31年2月22日付けの回答で依頼のあった審査対象案件のみを審査することとなった。

◎弁明書内容の審査について

◆補助事業の説明に関する部分について、会長から委員に意見聴取があった。

このことについて、補助事業の説明部分は加守地区がこの事業を受けた経緯に関する記述であり、審査とあまり関係ないので審査の必要はないのではとの意見があった。

その意見について、特に反対意見がなかったため、この記述部分については審査しないこととなった。

◆区長に就任していたことについての審査にあたり、事務局から区長就任期間等に関し、次のとおり説明があった。

・市議会議員当選時期の記述については平成18年10月ではなく平成17年10月の誤りであること。

・区長就任時期は平成17年2月1日から平成19年1月31日までであったこと。

・区長に就任することについては政治倫理条例第2条第2項第5号に該当するため、政治倫理条例に違反している疑いがあると思われる。しかし、当条例は平成17年10月から施行されているが、条例制定の際に議会において話し合われた内容の中に、現に団体の長に就任している者は地域や団体等に混乱を招かないようすみやかに辞退するようにしなければならないとの話があったこと。

この説明を受け、区長に就任していたことについて会長から委員に意見聴取があった。

このことについて、区長就任時期と政治倫理条例制定時期と重なっているが、当時すぐに区長を辞退できないやむを得ない事情があったのかもしれない中で、区長就任は10年以上前の話でありすでに区長を辞めていること、また審査案件としてあがっている内容ではないので審査の対象とする必要はないのではという意見があった。

その意見について、特に反対意見がなかったため、区長就任については審査の対象としないこととなった。

◆平成26年より国、県、市の補助金は市からの一括支払いに変更になるので条例に抵触する可能性があるということについての審査にあたり、この記述について、事務局から次のとおり説明があった。

・これは加守地域保全向上委員会に支払われる交付金の話と思われ、変更になった時期が平

成26年よりとあるが、確認するとこの制度変更が周知されたのが平成26年度で、実際にこの制度変更が施行されたのは平成27年度からであるとのこと。

・この支払の変更に関する内容とは、平成26年度までは「奈良県農地・水・環境保全向上対策地域協議会」から「加守地域保全向上委員会」へ交付金が支払われていたが、平成27年度からは交付金の交付ルートが変わり、「葛城市」から「加守地域保全向上委員会」に直接支払われるように変更になったとのこと。

・制度変更において事業内容そのものには大きな変化はなく、交付金の財源についても制度変更前も後も国、県、市の財源で変わっていないこと。

この説明を受けて、加守地域保全向上委員会代表に就任していたことについて会長から委員に意見聴取があり、次のとおり意見があった。

・委員より代表を務められていた期間について質問があった。事務局より代表の期間については平成27年5月29日付けで西井議員が代表として申請されている書類と、平成27年8月17日付けで別の方が代表として申請されている書類があるが、その間で代表の変更届に関する書類が見当たらなかった。よって平成19年4月1日～平成27年5月29日から平成27年8月17日の期間のいずれかの日と思われると説明があった。

・委員より上記で確認した書類の内容について質問があった。事務局より平成27年5月29日付けの書類は事業の計画に対する葛城市からの認定書で、平成27年8月17日付けの書類は葛城市への交付申請書となっており、制度の中でこの時期に出す書類であったものと思われると説明があった。

・委員より平成27年度に葛城市から加守地域向上委員会に交付金が入金された日について質問があった。事務局より通帳の写しで確認すると平成27年9月25日となっていると説明があった。

・委員より交付金の額について質問があった。事務局より何回かに分けて支払われているが一度の振り込みで毎年約70～80万円が振り込まれているとの説明があった。

・委員より平成27年度の交付金の申請時には代表を辞められていることになるという意見があった。

・委員より代表等の団体の長になるにあたっては誤解を招かないようにしなければならないと意見があった。

◎本人に審査会において弁明を求めるかどうかについて会長から委員に意見聴取があった。

このことについて、本人がすでに代表を辞められていること、また弁明書において反省が見られるので本人の出席を求める必要がないのではという意見があった。

その意見について、特に反対意見がなかったため、本人に審査会への出席は求めないこととなった。

◎審査の結果、加守地域保全向上委員会の代表を務めていたことについては、平成27年度に代表を務めていた期間について違反していると判断するという結論となった。

◎本日の審査結果について回答書を作成し、委員全員に内容を確認してもらい、了解を得た上で請求者に提出するという事で出席委員全員の賛同を得た。

## (2) その他について

特に意見がなく、閉会となった。